第３回　大東市人権擁護施策推進審議会　会議要旨

１．開催日時　令和４年９月１日（木）　　午後１時30分より

２．開催場所　大東市役所南別館　会議室

３．出席者

審議会委員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　石　元　　清　英　　委 員（会長）

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　山ノ内　　裕　子　　委 員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　　辻　　　大　介　　委 員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　国　安　　澄　江　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　川　　正　義　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　林　　　徹　　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　大　田　　千　洋　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　井　　哲　也　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　和　真　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　好　　直　樹　　委 員（欠席）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　久　世　　芳　之　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　克　之　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　山　本　　光　一　　委 員

・３号委員（市長が必要と認める者）　　　栗　本　　初　枝　　委 員

事務局

・人権政策監　　　　　　　　　　　　　　奥　野　　佳　景

・市民生活部人権室長　　　　　　　　　　高　橋　　和　久

・市民生活部人権室上席主査　　　　　　　池　谷　　幸一郎

・市民生活部人権室係員　　　　　　　　　大　保　　一　真

・政策推進部長　　　　　　　　　　　　　　東　　　克　宏

・政策推進部総括次長　　　　　　　　　　田　中　　知　子

・政策推進部戦略企画課長　　　　　　　　福　田　　悦　子

・政策推進部戦略企画課長補佐　　　　　　長　町　　幸　一

・政策推進部戦略企画課上席主査　　　　　北　谷　　友　香

４．案件

・議事

1. 資料説明
2. 意見交換

５．配布資料

・資料１：大東市人権行政基本方針（案）

・資料２：人権行政推進本部会議と人権擁護施策推進審議会における主な意見と反映状況

６．その他

傍聴希望者　　　０名

発言要旨

１．開会

11名出席

事務局：（配布資料について、事務局より確認）

会議次第

委員名簿

審議会規則

２．議事

事務局：それではここからの議事の進行は当委員会の規則第３条第１項の規定に基づきまして、会長にお願いしたいと思います。それではどうぞよろしくお願いいたします。

①資料説明

会長：それでは第３回の審議会を進めていきたいと思います。この会議は公開としていますが、本日の傍聴者はいないということですので、議事に入りたいと思います。資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（資料について、事務局より説明）

②意見交換

会長：いま修正の説明をしていただきました。委員の方には、修正内容が意図と異なる点や新たに気づいた点があれば出していただきたいと思います。まず、13ページまでのところでご質問・ご意見ありますでしょうか。

委員：３ページジェンダーの解説のところで、「不平等な社会関係を含む」の前に「男らしさ、女らしさ」のようなやさしい表現を入れていただきたいと思います。

会長：それに関連して、注のキーワードの右肩の数字にアスタリスクをつけて目立つようにしていただきたいです。但し、脚注の数字にはアスタリスクはなくてよいと思います。
他にはどうでしょうか。
５ページの国の動きとして法律を挙げているのですが、項目に正式名称と略称が混在しています。2001年の配偶者暴力防止法はDV防止法のほうが通りがよいと思います。全部略称で通す、もしくは正式名称で書くならば、カッコ書きで略称を入れる、というように統一していただいたらよいと思います。
また、入っていてよいものが他にもあります。例えば男女雇用機会均等法、これは何度か改正され、パワハラ、マタハラについても防止措置義務が明記されるなど内容も変わっており、女性の人権に関わる重要な法律にもなっています。同様に育児介護休業法やパワハラ防止法など、人権に関連する法律は入れておいたほうがよいと思います。

３ページジェンダーの脚注の解説文は、「性別として・・・」はわかりにくいので、社会的文化的に形成される性差、男らしさ、女らしさは時代によって異なることを書いたほうがよいと思います。このままでは解説文がわかりにくいので、ここのところはもう少し調べていただきたいと思います。

委員：全体を通して抽象的です。たとえばジェンダーであれば何を目標にしているのか、諸外国で進んでいることを本当に目標としているのか。日本の現状を考えるとすぐにはならないにしろ、諸外国では進んでいる国もありますので、そういうところを目標としようとしてやろうとしているのかどうか。そういうことを知らない人も大勢います。今すぐできないとしても、将来的な目標を立ててやっていきたいという展望が見えるような書き方ができないでしょうか。いろいろまとめていただいているのですが、何を目標としているのか見えてこないので。

会長：それは、第３章の各人権課題の今後の方向性のところでしょうか。

委員：そこも読んだのですが、それも目標というものが見えてこない。はっきりと「こうします」というものになっていません。

会長：今のご意見は第３章に該当する部分ということですね。

それでは第３章に移ります。委員がご指摘のところは、それぞれの人権課題について今後の方向性が挙がっていくわけですが、ここに具体的な目標数値を入れてもっと具体化したほうがよいというご提案なのでしょうか。15ページ(２)今後の方向性で女性の人権についての５行の文章が挙がっていますが、ここに数値目標などを入れるというご提案でしょうか。

委員：数値目標ということでなく、たとえば女性の人権なら、女性が要求しているようなこと、例えば働く女性の授乳時間の確保などがあります。アメリカの企業には授乳の部屋を設けているところもありますが、日本にはありません。そういうことも含めて、何を目標にしているのか、実際に困っている人がいればそれを解決するのが目標だと思います。他にも、障害者の雇用にはどんな課題があってそれを改善するためにどうするのか。課題があればその課題の解決に向かっていけますが、その課題がイメージされていないと具体的な解決に向かっていかないと思います。

事務局：前回の審議会でも具体的な取組内容が書かれていないというご意見を頂戴しました。

この基本方針は、方向性や考え方をまとめたものです。ご指摘のあった女性の人権のところであれば、大東市男女共同参画社会行動計画がこの下の計画としてあり、そこでは大東市が具体的に取り組む事業やそれに関する数値的な目標、行動目標も記載してあり、そちらで進捗を把握し、実際にどんな取組をやっていくかについて皆様にお知らせしています。他にも高齢者、障害者それぞれに計画が別途あります。この方針はそれらの分野別のさまざまな取組を包括的に取りまとめたものであり、行政の人権の考え方を示したものです。

会長：この方針に具体的なものが書かれていないというご指摘ですが、基本方針の性格として、こうした書きぶりになっているというお話でした。

委員：今の願いを受けとめてもらいたいという気持ちを理解していただけたらそれでいいです。

会長：第３章（28ページまで）に関して修正点に関するご指摘、新たに気づいた点について、各委員からご意見をいただきたいと思います。

委員：16ページの「不登校」について。15ページの赤字で書かれているところと16ページに書かれてある文章には、不登校やいじめについて、「不登校児童（生徒）やいじめられている本人の責任に帰するとする考えを持つ人が２割程度存在している」と書かれています。私は８割の意見の立場として言わせていただきます。先日8月30日の新聞のデータを見て驚きました。国立成育医療センター研究所の調査（2021年12月）で、「夏休み明けは、児童にとってどのようなことが起きるか」では、1)身体の症状の変化が現れている、２)抑うつ状態が発生しやすいということでした。これは全国の小学校５年生から中学３年生4579人にランダムにアンケート調査を行い、2350人が回答しています。その中でも週に１回症状があるのは、頭痛や腹痛が中学３年生は31％、小学校５年生は20％となっています。そのまま放置していると大変なことになりますので、医療機関に相談することがよいと思います。そして一番心がけなければならないことは、保護者が親としてわきまえなければならないことや、保護者がいつも以上に目を向けて無理をさせないことが一番であるということです。子どもに親の意見を押し付けない、家庭が一番の安息の場所であるようにする、生活習慣を改善していく、保護者が教育者、生徒との連携を深めていくこと、支援機関や市の相談窓口を利用するということも入れていただきたいと思います。

事務局：今ご指摘いただいたように、不登校児童は年々増えています。大東市でも、今は1000人あたり27人ということで、クラスに１人～２人はいるような状況です。ほかにも、学校を休みがちであったり心理的にはあまり行きたくないが仕方なく辛い思いをして行っている隠れ不登校という児童について、数字には表れていませんが、本市ではこれを課題ととらえており、不登校児童の通いの場であるボイスの活動や、学校以外の学びの場の研究もしています。また、保護者の方々の心構えや生活習慣をきちんと身につけるように家庭教育の部分も重視しており、家庭教育支援については全国でも先進的に取り組んでいますので、大東市の取組として追記できると考えます。

委員： 23ページの一番下の段を修正してください。「一方で20歳代の若年層よりも30歳代以上の方がインターネット上の情報を正しいと信用しがちな傾向がみられ」の方がよいのではないかと思います。
20ページ４行目に「教育や啓発はしない方がよい」と、いわゆる寝た子を起こすな論が取り上げられています。インターネット上には偏った情報やデマが出回っており、それを子どもたちが見て信じて間違った形で起こされてしまうのが現状だと思います。インターネットの時代には、寝た子を起こすな論が通用しないというのがほぼコンセンサスになりつつあると思います。正しい情報をきちんと伝えることの必要性を強調してほしいと思います。

30ページの下段③幼少期からの切れめのない教育・啓発の推進についても、今は幼少期から誤った情報に触れる危険性が高まっているので、人権啓発の教育の重要性もやはり幼少期から強まっているということを盛り込んでほしいと思います。

会長：訂正のご指摘なので、事務局で反映してください。
23ページの指摘は、ご意見の通り、流れとしては意図が伝わりにくいです。調査の回答からずれていることと、この文章の流れでこれをあえて記載する必要があるかと感じます。意識調査の結果をよく知らない人は、「年齢の高い人ほどインターネットの情報を信じ込んでいる」と思ってしまいます。それほど大きな差があったわけではありませんので、書き換える際に、これ自体を入れる必要があるのかどうかということと、「ほとんど正しい」と「多くは正しい」の割合は全体でも半数を超えると思います。そういった数字を挙げて、「誤った情報をうのみにする人は少なくない」などの書き方にするか検討してください。

委員：カタカナ用語が多いと思います。例えば12ページのパブリックマインドや24ページのネガティブ、デジタルデバイドなど、なるべくカタカナ語は減らしたほうがよいと思います。

21ページの感染症にハンセン病は含まないのですか。

会長：感染症が21ページに課題として上がっていますが、その後の「その他の人権問題」のところでも感染症が上がっているということでしょうか。

委員：そうです。これはあえて分けているのですか。

会長：カタカナ語の用語はできるだけ日本語にしたほうがよいというご指摘と、感染症にハンセン病が含まれないことについて、ご指摘がありました。これについては事務局からお願いします。

事務局：2つ目のご意見について。法務省の啓発活動強調事項の項目に準じた形で項目を構成しています。法務省では「感染症に関連する偏見や差別をなくそう」という項目と「ハンセン病患者、元患者、その家族に対する偏見や差別をなくそう」と別立てで項目を立てており、それに準じてこちらでも分けたということです。

会長：法務省の表示の仕方に倣ったということですけれども、感染症が２つに分かれているのはなぜかと疑問に思う市民もいると思います。一緒にすることもできますが、この点について何かご意見はありませんか。

事務局：一緒にする方向で検討します。

委員：24ページから25ページ（１）現状と課題【大東市】に「本市では全国でも早期に「パートナーシップ宣誓制度」を構築するなど、多様性を認め合い、だれもが自分らしく暮らせる社会をめざした取組を積極的に行っています。」と書かれていると同時に、（２）今後の方向性に「『大東市パートナーシップ宣誓制度』の導入を契機とし、性の多様性が尊重された社会の実現に向けた取組を積極的に進めます」ということで、積極的にやっておられることがよくわかります。しかしながら、現在の日本では性的マイノリティに関する法整備が進んでいません。例えば性的指向や性自認に関する取り扱いを禁止する法律はありません。同性婚も世論の賛成の割合は非常に高いのに、政治の場では認めない考えが根強くあります。これについて、大東市ではどういう見解ですか。

事務局：ご指摘いただいた性的マイノリティに対する対応については、本市では25ページの「大東市パートナーシップ宣誓制度」に加え、本日から大阪府内の8市において、パートナーシップの宣誓に関する協定を結んでおり、今後も取組を進めていきます。

委員：25ページの「大東市パートナーシップ宣誓制度」と24ページの「パートナーシップ宣誓制度」は別のもののように感じますが、同じものですか。

事務局：同じものです。

会長：前のページにも大東市をつければいいですね。

委員：15ページの女性の人権（２）今後の方向性について、19ページの障害者の人権では主語が明確ですが、女性の人権は主語がはっきりしないのでもやもやしています。

会長：「主語がない」というご指摘です。今後の方向性では、お互いが仲良くすればよいというようなニュアンスにもとれるので、もう少し積極さが表れるような書き方を考えてください。

委員：たとえば女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツのことも入れてもらえるとありがたいです。

会長：14ページを書き換えてもらっています、1行目の「すべての人に認められた権利です」は「すべての人が生まれながらに持っている権利」としたほうがよいと思います。また、そのあとに続く文章は、赤字部分の書きぶりだと人権を自分ごととして考えない人が悪いという印象になります。そうではなくて、これまでは差別問題を例に挙げて人権の大切さを語ることが多かったために、人権教育や人権啓発に接した人は、人権問題＝差別問題と考えて、自分は差別されないし差別することもないだろうから人権は自分とは関係のない問題だというふうに考える市民を多くさせたのではないか、といったこれまでの人権教育・啓発のあり方の反省が入っていたほうがよいと思います。基本方針（案）では、単に自分ごとになっていないというだけなので、ここのところは書き加えたほうがよいと思います。
女性の人権についても、DV被害者や非正規雇用者、シングルマザーなど、しんどい人の問題だと考える女性もいます。そうではなくて「人権問題は自分ごとだと捉えることが大事だ」ということが分かるような書き方にしてください。また、人権問題はすべての人が当事者だということです。たとえば女性の問題なら、これは女性が勝手に引き起こしているものではなく、男女の関係のなかで生じている問題なので、男性も当事者です。すべての人に関わる問題だということを前文のところで強調してもらいたいです。

14ページ脚注９ドメスティック・バイオレンス（DV）の解説文で「社会的隔離」はわかりにくいので、もっと具体的に書いてください。

15ページ２子どもの人権【社会情勢】の１行目「児童ポルノ」は他の言葉と同列ではありません。「児童ポルノ」は単なる名詞であり、これだけが浮いているような気がします。子どもが性的に利用されるということが分かるような書き方がよいのではないかと思います。

18ページ本文の下から５行目「その一方で、自分の家族や親せきが、障害のある人と結婚することについて、『どちらともいえない』とする人や」とありますが、これでは言葉が足りないと思います。自分の家族や親せきが、障害のある人と結婚することを反対するということについてどう思うのかを聞いているところです。要するに「身内の人が結婚するときに『それは反対だ』という意見に対してどう思うのか」と聞かれた場合に「どちらともいえない」と判断を保留する人が多かったということが分かるような書き方をしてください。
18ページ障害者の人権【社会情勢】３行目の「差別や偏見が起こっています」という言い方はおかしいので、「差別や偏見がみられます」でどうでしょうか。
19ページ部落差別（同和問題）【社会情勢】４行目の「実際には被差別部落に対する忌避意識や結婚差別などにみられる心理的差別が未だに強く残っています」のところ、結婚差別も結局は被差別部落に対する忌避意識であり、住宅を求める際に同和地区の物件を避けるという忌避意識や結婚に際して同和地区出身者との結婚を望まないという忌避意識、その２つを並べようとしているのではないかと思います。ここも文章を整理してはどうかと思います。

「部落差別（同和問題）」は法務省が使っていますが、すべてに使うとわかりにくいので、20ページ１行目「市民意識調査では、部落差別（同和問題）等に関心を持っている人は１割に満たず、部落差別（同和問題）学習の必要性を肯定する人は３割程度にとどまっています」のところを整理してください。分かりやすい用語の使い方にしたほうがよいと思います。

20ページ外国人の人権（１）現状と課題【社会情勢】の４行目。「親の事情により日本で暮らすことになった子どもたちが増加しています」は、仕事でやってきて家族で暮らす外国人が増えているということです。それが分かるような書き方に整理してください。

22ページ５行目。「HIV感染症についても、慢性疾患のひとつであるにもかかわらず」は、慢性疾患かどうかというのはあまり関係ないと思いますので、「HIVの感染力が弱く、感染を防ぐのが容易であるにもかかわらず」という書き方にしてください。
24ページ性的指向及び性自認を理由とする偏見や差別（１）現状と課題【社会情勢】１行目「性を構成する要素」というのはなじみのない言葉なので、分かりやすい言葉を調べてください。
25ページ（２）今後の方向性の最後の文章は、「また」から始まる文章が２字分左に寄っているので下げてください。
28ページ1行目の「また、ハラスメントやホームレス状態にある人への偏見・差別など・・」。ハラスメント、ホームレスを例に挙げて、これを「身近な問題だ」と言っていますが、なぜこの２つを挙げているのか疑問に思う方もいらっしゃると思います。この３行を最後にもっていき、「このように、人権問題は誰にとっても身近な問題であり、誰もが加害者にも被害者にもなりうる問題であることから一人ひとりが当事者意識をもって人権について考え、行動できるような人権教育・啓発の取組を進めます」とすればよいと思います。
16ページ【大東市】３行目の「体罰」、「いじめ」、「校則」はカッコの間に読点が入っていますが、他のページには入っていないのでどちらかに統一してください。

委員：21ページ外国人の人権（２）今後の方向性11行目に「相談体制の充実」と書いてありますが、災害時に言葉が通じないことなど、日頃から外国人の要望を吸い上げることも必要ではありませんか。

会長：行政から情報を発信するだけでなく、外国人の要望を吸い上げることも必要だというご指摘です。事務局でご検討をお願いします。

委員：29ページ（２）人権教育・啓発の現状と課題７行目の「新たな意識」を「新たな差別意識」にしたほうがよいと思います。また、最後から３行目の「人権侵害事象を容認する人が存在すること」に「差別」という言葉が入ったほうが良いと思います。

会長：２点のご提案です。２点目について、市民人権意識調査によると「差別する人だけではなく、差別される人にも問題がある」という意見を肯定する回答は一定あります。「人権侵害事象を容認する人が存在することも」よりも「個人的問題であるとみる人が存在することも」としたほうがここに合うと思います。社会で取り組む問題ではなく個人の問題だと見てしまうと何もしなくてよいという事になってしまいます。そういうみかたをする人が一定程度いるので、「人権侵害事象を容認する」よりも「個人の問題だとみなす」のほうが読みやすいと思います。

委員：30ページ③幼少期からの切れめのない教育・啓発の推進の４行目についてですが、「平和教育の重要性も増しています」と書かれています。第２回審議会で平和教育の推進を計画してくださるようお願いしました。さらに推進いただきたい理由は、ロシアがウクライナの侵攻を続けている今こそ戦争の悲惨さを子どもたちに教えなければならないと考えるからです。教育者と子どもが一緒に学ぶために、過去の戦争、これからの戦争について意見を出し合い、核戦争の被害のイメージを子どもに想像させます。それに合わせて、戦争体験者が生存しているうちに未来を担う子どもたちに真実を伝えていくとよいと思います。
34ページ調査結果のまとめ（１）人権全般について。まちづくりで重要な課題「SDGｓの17の目標を市民や企業が理解を深め、できることから一つずつ取り組むことが人権尊重のまちづくりの近道だと感じる」。SDGｓの名称は広く認知されていますが、海外に比べて日本は具体的行動に関心が低く、情報収集している人はアメリカ、中国の半分程度です。SDGｓの目標設定状況は、今までに大東市商工会議所主催の企業のSDGｓの成功事例の講演会に出席しましたが、どの企業でも目標を高くしていません。各企業は限りある経営資源や目標の選択を集中して持続化していくことを可能にしています。人権問題についても同じことが考えられるため、一つずつやっていくことが成功の道につながると思います。
36ページ（５）部落差別（同和問題）の「部落差別が今も根強く残っている」というのは、本当にそうだと思います。SNSの拡散による部落の人々への誹謗中傷、不動産業者の地区への偏見による差別行為が起こっているということは知人からも聞いています。部落差別の解消に関しては、地域の実情に応じた施策が必要だと思います。そのためにも相談体制を充実し、教育・啓発の実施、部落差別の実情に関する調査もよいと思います。差別は人間が作り出したものなので、人間の手で解消していくことが一番だと思います。

事務局：SDGｓについては、まだ十分に浸透しているとはいえません。「誰一人も取り残さない」という理念は人権行政に通じるものであり、今回の方針には全面に亘りSDGｓの理念を踏まえた内容を書かせていただいています。ですが、まだまだ十分に浸透していないという課題を認識しており、引き続きSDGｓの観点に基づいた人権行政の推進が重要であると考えています。皆様からたくさんの意見をいただいたので、さらに内容の充実に努めていきます。

会長：36ページ（５）部落差別（同和問題）「必要な取組」で「同和地区の市場価値を上げる」というのは地価のことを言っているのでしょうか。

事務局：実際にいただいたご意見を載せていますので、真意まではわかりかねます。

会長：意味が取れないので、確認したうえでわかりやすい言葉にしてください。

委員：30ページから32ページの人権教育・啓発のあたりに、市職員は啓発要員であり誰でも相談できるみたいなことを載せてもらえたらと思います。

会長：その趣旨のことが分かるような文章を入れてほしいというご意見です。

委員：29ページ（２）人権教育・啓発の現状と課題の４行目。ダブルクオーテーションとかぎかっこの違いがあるのかと思いますので、なければ全部かぎかっこに統一すればよいと思います。

会長：ご検討をお願いします。全体を通して何かありませんでしょうか。

委員： 15ページ子どもの人権（１）現状と課題の下から２行目にインターネット上での仲間外れや誹謗中傷などネガティブなことが書いてあります。子どものなりたい職業がユーチューバーだったりするので、子どもがネット上に夢を描いていることをイメージとして押さえておかなくてよいですか。

会長：インターネットに関して否定的な影響だけが書かれているというご指摘についてどうですか。

事務局：インターネットの肯定的な側面の一方でという表現を検討します。

委員：33ページからのヒアリング調査のまとめ方がもったいないという印象があります。

会長：ヒアリング調査で出てきた様々な意見をもっと詳しく紹介したほうがよいということでしょうか。

事務局：調査には、非常にたくさん長い文章でご回答いただいており、それらは別途報告書にまとめる予定ですが、ここでは要約を記載しました。ただ、先ほどご指摘のあった「市場価値の意図しているところは何か」などのような文言はきちんと精査する必要があると思います。

委員：例えばどの団体の回答であるかリンクすることはできますか。

事務局：どの団体がどういうことを書かれたかというのを表記することは可能です。

委員：公開してもかまわないようであればリンクしてください。

また、30ページ③幼少期からの切れめのない教育・啓発の指針で、「切れめ」の「め」は「目」（漢字）にしたほうがよいと思います。

会長：事務局で検討してください。

委員：36ページ（５）部落差別（同和問題）「必要な取組」で「地域住民のコミュニケーションを促進し、地域に誇りをもって生活できることを重視している」というのは、誰が誰に言っていることなのか疑問に感じます。現状地域の人は、自分の地元に対して誇りをもっていないのかということを肯定したうえでの調査なのでしょうか。これではあまりにも地域を軽視し過ぎだと思います。誰が誰に対して誇りをもって生活できることを重視していくのか。これは何の調査ですか。

事務局：団体にアンケート調査票を配布しました。こちらはたとえば「重要な人権課題は何だと思いますか」「人権課題を解決するために必要と思う取組は何ですか」というような設問に対する回答です。

委員：5ページの日本の動きについて、表の2001（平成13年）、配偶者暴力防止法の名称が変わっているので注意してください。

会長：5ページの表に、他に入れたほうがよい法律があれば出してください。

男女雇用機会均等法は何度も改正されているので、それも入れるかどうかですね。特に、セクハラやマタハラも入ってきています。昨年は、教職員の児童生徒に対する性暴力の法律ができました。今年はAV出演の強要の法律が制定されています。人命にかかわる法律もできているので、網羅的に挙げたほうがよいと思います。

会長：本日の意見を反映して事務局でまとめてもらいます。次回の審議会で最終確認し、そのあとパブコメを行います。以上で本日の審議を終了し、進行を事務局に返します。

３. 事務連絡等

事務局：次回は10月３日でお願いします。これをもちまして、第３回の審議会を閉会させていただきます。どうも皆様ご協力ありがとうございました。

４．閉会

（閉会）